

～今治市緊急経済対策特別支援資金利子補給金～

コロナ禍における原油価格高騰によって原材料調達費用が増加した市内中小企業者等に対し、経営の安定化を図るための融資に係る利子を補給することで、事業活動の継続を支援します。

対象となる事業者

愛媛県が実施する緊急経済対策特別支援資金（原油高騰等対策枠）の融資を受けた中小企業者又は組合（※令和4年7月7日以降に融資を受けた者が対象）

※次のいずれにも該当することが必要です。

- 市内に本店を有する法人若しくは組合等又は市内に住所を有する個人事業者であること。
- 市税等を完納していること。
- 今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

利子補給の概要

利子補給の期間：借入日から3年以内

※次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める日を利子補給の期間の終期とします。

- (1) 繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (2) 本店（個人事業者にあつては住所）を市外に移転した場合 移転した日
- (3) 事業を廃止した場合 廃止した日

利子補給の額：対象期間内に融資金融機関に支払った利子額（延滞分の利子を除く。）のうち、3分の1の額（1円未満の端数は切捨て）

交付までの流れ

借入後 速やかに

◆ 融資実行届出書を市に提出（※添付書類が必要）

毎年度 毎年1月から12月までに支払った利子分について

- ① 利子補給金交付申請書を市に提出（※添付書類が必要） **締切日：翌年1月末日**
※金融機関による利子支払証明が必要です（様式あり）。
- ② 市から利子補給金交付決定通知書を受け取り
※申請内容が適当と認められる場合に、交付決定通知書を郵送します。
申請内容が適当と認められない場合、利子補給金の支払いはできません。
- ③ 利子補給金交付請求書を市に提出
- ④ 利子補給額の振込
※請求内容が適当と認められるときは、申請者に利子補給額を支払います。

提出先

申請書類は、下記申請先へ提出してください（郵送の場合、当日消印有効）。

申請先：〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1 今治市役所 産業振興課

ホームページ

- ◆緊急経済対策特別支援資金（原油高騰等対策枠）について（愛媛県ホームページ）<https://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/taisaku.html>
- ◆今治市緊急経済対策特別支援資金（原油高騰等対策枠）の詳細や必要書類について（今治市ホームページ）<https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/>

事業に関する問い合わせ先：今治市役所産業部産業政策局 産業振興課
〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1 TEL：0898-36-1540